

マスコミには説明する責任がある

少年法は懲罰にではなく、保護・更生に目的を置いた法律である。本人と特定されるような氏名、写真などの掲載を禁じているのもそのためだ。マスコミは表現の自由に関しては法律で守られているのに、少年法については自ら法律を破ってよいというはおかしい。

確かに法律を破らざるをえない状況に直面するときもある。自分の子どもが死にそつなとき、自らの判断で赤信号でも突つ走るのはしかたがない。そのときはなぜ破らなければならなかったのか、だれもを納得させる説明ができる。

マスコミも同じだ。神戸連続児童殺傷事件で、一部週刊誌はなぜ少年法を破つてまで被疑者の少年の顔写真を載せたのか、多くの人々が納得する説明をしなければならぬ。弁明を聞く限り、それができているとは思えない。編集長は「最後まで迷つた」と語っている。アカウンタビリティー、つまりきちんと説明する責任を考えたうえで報道すべきだ。それが

●識者はこう考える

実名報道は事件の社会的要因の解明と本質追究を妨げる

できないなら報道すべきではない。私たちの社会は、そうやって適正な手続きを踏んで物事を行う社会である。ある意味で面倒くさい社会ではあるが、それは戦時中の警官が「おい、こら」で市民をつかまえられたことからの反省から生まれたのであり、法律である。その法律を根拠なく破ることは許されない。

「少年法は戦後混乱期の窃盗など、軽微な犯罪しか想定していない。神戸の事件はまれに見る残虐な事件で、少年法の枠を越えているから顔写真を載せてもいい」と

名前を市民が知る必要があるのだろうか。また、被疑者が犯人でなかったとわかつた場合は、取り返しのつかないことになる。

自分の名前は自分の権利に自属する

私が懸念するのは、神戸の事件のように少年の写真が載り本人が特定されてしまえば、どうし

いう議論はおかしい。少年法は当然殺人も前提にしている。たとえ殺人を犯しても、16歳未満は刑事裁判にかけないというのが現在の少年法の本質である。少年法施行以来、少年による殺人、凶悪事件はいくらでも起きており、今回が初めてではない。今になってそういうことをいつかは納得できない。

犯罪報道は、なぜそういう事件が起きたのか、その社会的背景を探り、犯罪にいたるまでの社会的要因を突きとめるためである。しかるに実名報道は、被疑者の名前を特定することで、社会的要因を

らこそ匿名が絶対条件なのだ。しかし本人が特定されてしまえば、もはや少年に関するプライバシーにかかわる事実は明らかにできなくなる。

神戸の事件でもそうだったが、少年被疑者の実名報道の是非について「なぜ加害者の人権ばかり大切にされるのか」という議論がある。殺された小学校6年生男児の父親も「少年法の精神は理解している」としつつも、「なぜ加害者の名前ばかりが守られて、自分の子どもは属性も含めさびし者にされるのか」といった趣旨のことを話していた。

おっしゃるとおりだと思う。私は以前から被疑者同様被害者の人権も守られなければならないと主張している。当然、被害者の名前は原則として報道すべきでない。マスコミは小6男児の顔写真を遺族に相談もなく載せたが、やってはならないことだった。自分の名前は自分でコントロールする権利があるというのが私の大前提だ。少年犯罪に限らず成人犯罪も含め被疑者も被害者も原則匿名にすべきだ。匿名報道を私は提唱したい。ただし、公人、準公人による職務上の犯罪、疑惑は例外である。



同志社大文学部社会学科教授 浅野健一 Asano Kazuhiko
1972年共同通信社入社
94年から同志社大教授、専門はジャーナリズム論、国際関係論。著書に『犯罪報道の犯罪』（学陽書房）『メディア・ファシズムの時代』（明石書店）『天皇の記者たち』（スリーエーネットワーク）など多数。人権と報道連絡会世話人。

を成人犯罪を含めて思いつくままに挙げてみると、甲府の女子職員殺人事件、つくばの母子殺人事件、愛人殺人事件、九州の美容師殺人事件などがある。読者はこれらの被疑者や被害者の名前を今も覚えてるだろうか。あれほど騒がれていないと思う。結局、名前は記号でしかない。記号でしかない

てそのような事件が起きたのか、みんなで考える機会を失いかねないということだ。事件の社会的要因を探るとすれば、少年や家族の日常生活に踏み込まざるをえない。少年がどういった教育をしたか、親はどう教育をしたか、どういった友達がいってどうつき合っていたか、どんな少年の日常生活に踏み込んでいくことになる。だが

●ニュースを読み解く

少年被疑者の実名報道の是非



メディア・リンチ 潮出版社

報道記者としての自己体験を含め、メディアが被疑者、関係者を追い込んでいく実状を伝える。



腐敗したメディア 現代人文社

第一線の新聞記者が、人権と日本の新聞報道が抱える問題点について論じる。

◎匿名報道主義

スウェーデンでは74年の報道倫理綱領で「一般市民の関心と利益の重要性が明白に存在している」と見なされる場合のほかは、姓名の報道は控える」という匿名報道主義の原則を定め、フィンランドでも匿名報道を原則としている。日本の新聞は実名報道主義をとっている。

◎アカウンタビリティー
説明責任、自ら行った行為の内容や判断理由を説明し、釈明する義務・責任を負うこと。数字で示して「アカウンタ」わかりやすいように説明するというのが本来の意味。